

西宮北道路 4月1日からの無料開放に伴う 未使用回数券の払戻しについて

無料開放に伴い、回数券の販売及び未使用となった回数券は、下記により取扱います。

記

1. 回数券の販売：平成30年2月28日（水）まで（回数券は3月31日まで利用可）

2. 回数券の払戻し

◎窓口：（現）西宮北道路管理事務所

※ 4月からの無料開放に伴い、料金ブースの撤去や道路の改良工事が始まります。
混雑が見込まれますので、3月中の払戻し手続きをお勧めいたします。

払戻し期間	受付時間	払戻し方法
平成30年3月1日（木）から 平成30年3月31日（土）まで	全日（毎日） 午前9時から午後7時まで	①口座振込 ②現金(10万円以下)
平成30年4月2日（月）から 平成30年4月27日（金）まで	平日（土日祝日を除く） 午前10時から午後6時まで	

◎窓口：兵庫県道路公社 本社

払戻し期間	受付時間	払戻し方法
平成30年3月1日（木）から 平成31年3月29日（金）まで	平日(土日祝日を除く) 午前9時から午後5時まで	①口座振込 ②現金(10万円以下)

3. 回数券払戻しの手続

- (1) **口座振込**（振込手数料は公社が負担）：窓口を用意された回数券払戻請求書兼受領書（ホームページより様式取得可）へ必要事項と振込先口座等を記入し、未使用回数券とともに提出してください。（郵送の場合は、兵庫県道路公社 本社 まで、送料はお客様負担）
- (2) **現金受取**（10万円以下）：窓口を用意された回数券払戻請求書兼受領書（ホームページより様式取得可）へ必要事項を記入し、未使用回数券とともに提出してください。
※10万円を超える払戻しについては、口座振込をお願いしております。

4. 払戻し金額の計算方法

払戻し金額（円未満切り捨て）＝回数券販売価格÷回数券綴り枚数×残存枚数
※ 回数券の車種・券種ごとに計算します。（払戻し手数料はいただきません。）

5. 窓口及びお問い合わせ先

◎兵庫県道路公社 本社 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-18-2
TEL 078-232-9633

◎（現）西宮北道路管理事務所 〒651-1423 西宮市山口町船坂字下ヶ平柏木谷1714
（平成30年4月27日まで） TEL 078-903-3238